

# BTMU CHINA WEEKLY

## EXPERT VIEW:【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は 2014 年 8 月中旬から下旬にかけて公布された政策・法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

### [政策]

- 「国務院弁公庁の多様な措置を同時に実施し、企業の資金調達コスト高問題の軽減に注力することに関する指導意見」（国弁発 [2014] 39 号、2014 年 8 月 5 日 発布・実施）

現在、景気の下振れ圧力がある中で、企業（特に中小企業）の資金調達コスト高が問題になっているとして、これを軽減するための政策・措置を示したもの。■主な政策・措置は、①通貨貸出総量の適度な増加を維持する、②金融機関の資金調達での不合理なコスト上昇を抑制する、③シャドーバンキング、インターバンキング、理財業務での資金の流れを整理し、理財商品の資金源・資金運用を実体経済にリンクさせる、⑤商業銀行の不合理な費用徴収を取り消す、⑥商業銀行の貸付期間延長事前審査、リボルビングローン、年度審査制度などにより高金利でのつなぎ融資を減らす、など。

- 「国務院弁公庁の排出権有償使用取引試行業務を更に推進することに関する指導意見」（国弁発 [2014] 38 号、2014 年 8 月 6 日 発布・実施）

環境汚染物質の削減を目的とする排出権有償使用・取引の試行に当たっての統一指針を示したもの。2007 年から江蘇、浙江、天津、湖北、湖南、内モンゴ、山西、重慶、陝西、河北、河南の 11 省・自治区・直轄市で試行されているが、2017 年までに制度を確立するとしている。■主な指針は、①2015 年までに汚染物質排出単位の排出権を査定し、以後 5 年毎に査定する、②排出権は汚染物質排出単位が使用料を納付するか取引を行うことを通じて獲得する、③排出権の払い下げは定額方式か公開競売方式とする、④排出権の取引価格は当事者双方により確定するが、当初は定額払い下げ標準に基づく指導価格を参照するものとする、⑤排出権取引は原則として試行省・自治区・直轄市内で行う、⑥排出権備蓄制度を設け、環境保護部門が汚染物質排出単位の余った排出権を買い上げて市場に投入する、など。

### [行政法規]

- 「企業情報公開暫定施行条例」（国務院令第 654 号、2014 年 8 月 7 日公布、同年 10 月 1 日施行）

今年から実施されている企業の登録資本登記制度改革の一環として行われる企業情報公開に関する基本法規。詳細は下記の解説をご参照。

### [規則]

- 「財政部、税関総署、国家税務総局の出発港での税額還付政策試行範囲の拡大に関する通知」（財税 [2014] 53 号、2014 年 7 月 30 日発布、同年 9 月 1 日実施）

中国（上海）自由貿易試験区の洋山保税港区を經由して輸出されるコンテナ貨物に対する出発港での増値税輸出還付の試行範囲を拡大するもの。輸出企業の資金繰りの緩和が期待される。従来は青島港と武漢港の 2 ヶ所のみだったが、南京、蘇州、連雲港、蕪湖、九江、岳陽の長江流域の各主要港を加えて 8 ヶ所になる。■還付の対象となる貨物は、指定港で輸出通関を行い、信用度が高く設備条件が整った運輸企業が輸送し、水上保税直通輸送を行い、洋山港区から出国するコン

<p>○「西部地区奨励類産業目録」（国家発展改革委員会令第15号、2014年8月20日公布、同年10月1日施行）</p>	<p>テナ貨物。■同じく荷主企業は、納税信用等级がB級以上で、増値税輸出還付審査での要注意企業等級が1～3級以外の自社輸出企業で、なおかつ税関の企業信用分類がB級以上の企業とされる。</p> <p>西部地区12省・自治区・直轄市の奨励類産業目録。西部地区で政府指定の奨励類産業に投資をする場合、企業所得税の優遇税率（15%）が適用される。当初、2001年から2010年まで実施された後、2011年に2020年まで延長する方針が発表されたが、優遇の対象となる目録が発表されず、外商投資企業については暫定的に「外商投資産業指導目録（2007年改訂版）」の奨励類産業と「中西部地区優位性産業目録（2008年改訂版）」に記載される産業に該当する企業に適用するとされていた。■今回制定された目録には、省・自治区・直轄市別に平均30～40のプロジェクトが掲載されているが、外商投資企業については、現行の「外商投資産業指導目録（2011年改訂版）」の奨励類産業と「中西部地区優位性産業目録（2013年改訂版）」に記載される産業に適用することが改めて示され、広範なプロジェクトが優遇の対象とされた。</p>
--	---

● 企業情報公開に関する初の法規が公布される

今年から全国で実施されている企業の登録資本登記制度改革では、企業の登記要件を緩和すると共に、政府の関与を減らす措置が採られているが、その一方で、企業の信用向上を目的として年度検査制度に代わって年度報告制度を実施し、企業情報の公開を促進する方針が明らかにされている。その基本法規となる「企業情報公開暫定施行条例」が公布され、今年10月1日から施行されることになった。

公開の義務を負うのは、工商行政管理部門とその他の政府部門及び企業自身とされる。

工商行政管理部門が公開する企業情報は、①登録・登記・届出情報、②動産抵当権設定登記情報、③出資持分質権設定登記情報、④行政処罰情報、⑤その他で、それぞれ発生した日から20業務日以内に「企業信用公示システム」を通じて公開する。その他の政府部門が公開する情報は、①行政許可の付与・変更・延長情報、②行政処罰情報、③その他で、上記のシステムまたはその他のシステムを通じて公開する。

企業は、毎年1月1日から6月30日までの間に、上記のシステムを通じて工商行政管理部門に前年度の年度報告を提出する。これには、①企業の住所、電話などの連絡情報、②開業、休業、清算などの情報、③企業への投資、持分買収の情報、④出資に関する情報、⑤持分譲渡などの持分変更情報、⑥ウェブサイト、オンラインショップの名称・URLなどの情報、⑦従業員数、資産・負債総額、対外担保提供、所有者權益合計、営業総収入、主要業務収入、利益総額、純利益、納税総額の情報を記載しなければならないとされている。

このうち、①～⑥の情報は公開が義務づけられる。⑦については、企業は公開するか否かを選択できるが、「企業の同意を経れば、公民・法人その他の組織は企業が非公開を選択した情報を照会することができる」とされ、企業の情報公開が促されている。

また、状況が発生した日から20日以内に公開が義務づけられる情報として、①出資者または発起人が引き受けた出資額及び払い込み済み出資額、出資期日、出資方式などの情報、②持分譲渡などの持分変更情報、③行政許可の取得・変更・延長情報、④行政処罰を受けた情報、⑤法により公開すべきその他の情報、が定められている。

企業が情報公開を怠った場合、県級以上の工商行政管理部門により「経営異常名簿」（年度報告を公開しない場合、情報を隠蔽・偽った場合など）または「嚴重違法企業リスト」（満3年公開義務を履行しない場合）に記載し、上記システムを通じて公開されるほか、県級以上の地方人民政府と関係部門により政府調達、工事入札、国有土地払い下げ、荣誉称号授与などで制限または禁止を受ける。また、「違法企業リスト」に記載された企業の法定代表者と責任者は3年間他の企業の法定代表者、責任者に就任してはならないとされている。

なお、年度報告については、今後、関係部門から実施規則が公布されると見られるので、ご留意いただきたい。

（本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。）

三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社  
国際本部 海外アドバイザー事業部  
池上隆介

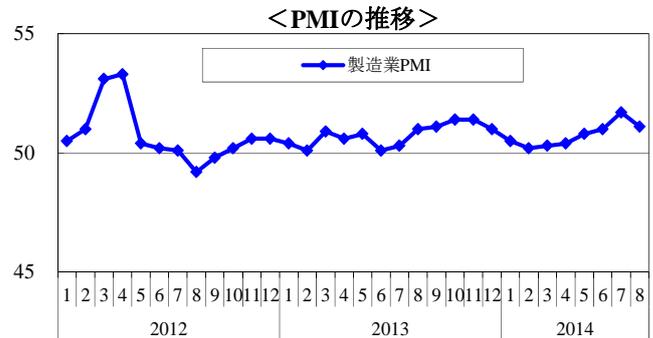
# CHINA WEEKLY

## WEEKLY DIGEST

### 【経済】

#### ◆8月の製造業PMI指数 前月比▲0.6ポイント

中国物流購買連合会、国家統計局の1日の発表によると、8月の製造業PMI指数は前月より0.6ポイント下落の51.1となり、6ヶ月ぶりに下落した。主要項目別では、新規受注指数が同▲1.1ポイントの52.5、新規輸出受注指数が同▲0.8ポイントの50.0、生産指数が前月比▲1.0ポイントの53.2、購買量指数が同▲1.1ポイントの51.9と、内需・外需の減退と企業の生産活動の縮小傾向が窺え、経済の下振れリスクが存在するとの見方を示した。一方、PMI指数は23ヶ月連続で景気分岐点の50を超えており、また今年に入って2番目に高い水準にあることから、



(出所)：中国物流購買連合会の公表データを基に作成

経済の安定成長の趨勢は変わらないと強調した。

### 【産業】

#### ◆2014年中国民营企业トップ500社発表

中華全国工業連合会は8月18日、「2014年中国民营企业トップ500社」を発表した。昨年に続き、今年も第1位は家電小売業の蘇寧、第2位は通信機器メーカーのレノボとなり、第3位は昨年の5位からランクアップして紡績業の山東魏橋となった。昨年のトップ500社と比較すると、今年の500社の営業収入総額は前年比+24.9%の13兆2,122.5億元と、伸び率は前年の+13.7%から拡大。500社の純利益総額は前年比+17.4%の4,977.4億元と、伸び率は前年の▲3.4%からプラスに回復した。また、500社が保有する特許件数は同+29.0%の131,732件と、初めて10万件を突破した。同連合会は、今年のトップ500社の特徴として、企業の経営規模の拡大、収益力の改善、技術革新力の向上等を挙げた。

<2014年民营企业トップ500社/上位10社>

順位	企業名	所在地	業種	営業収入(万元)
1	蘇寧持株集団	江蘇省	小売業	27,981,265
2	聯想(レノボ)持株有限公司	北京市	コンピュータ、通信・その他電子設備の製造業	24,403,077
3	山東魏橋創業集団有限公司	山東省	紡績業	24,138,650
4	華為投資持株有限公司	広東省	コンピュータ、通信・その他電子設備の製造業	23,902,500
5	正威国際集団有限公司	広東省	非鉄金属の製錬・圧延加工業	23,382,562
6	江蘇沙鋼集団有限公司	江蘇省	鉄鋼の製錬・圧延加工業	22,803,606
7	中国華信エネルギー有限公司	上海市	卸売業	20,998,533
8	大連万達集団株式会社	遼寧省	不動産業	18,664,000
9	浙江吉利持株集団有限公司	浙江省	自動車製造業	15,842,925
10	万科企業株式会社	広東省	不動産業	13,541,879

(出所)：中華全国工商業連合会の発表を基に作成

### 【貿易・投資】

#### ◆外資独資による病院設立 7地域で試行開始

国家衛生計画生育委員会と商務部は8月27日、「外資独資病院設立の試行業務を行うことについての通知」(国衛医函[2014]244号、2014年7月25日公布)を発表し、7試行地域(※)で外資独資による病院設立を認めることになった。投資家資格要件について、医療業務経験を有する法人に加え、先進的な管理体制を有すること、先進的な医療技術・設備を有すること、現地の医療資源の不足を補完し、医療サービスの改善に繋げることをいづれかを満たすものと定めた。また、香港・マカオ・台湾の投資家を除き、漢方専門病院の設立を禁止するとした。各試行地域の政府主管部門は設立の審査・認可権限を有し、今後、本通知に基づき別途実施細則を制定することとなっている。外資による病院の設立については、これまで独資は禁止され、2000年7月施行の「中外合弁・合作医療機関管理暫定弁法」で、外国側の出資比率の上限は70%と定められていた。2010年以降、医療機関を「外資投資産業指導目録」の制限類から許可類に調整、一部地域で香港・マカオ・台湾の投資家に限定して独資設立を認可、昨年9月に設立した中国(上海)自由貿易試験区で外国投資家全般に対し独資設立を認可等、緩和の動きが出ていたが、今回はさらに試行地域が拡大した。

※7試行地域：北京市、天津市、上海市、江蘇省、福建省、広東省、海南省

【金融・為替】

◆7月の人民元の決済通貨シェア 5ヶ月連続で世界第7位を維持

SWIFT（国際銀行間通信協会）の8月26日の発表によると、7月の世界の決済通貨取引シェアランキングで、人民元は5ヶ月連続第7位となり、取引シェアは前月の1.55%から1.57%へと僅かながら拡大した。また、7月の欧州における人民元決済額は、世界の人民元決済額の10%を占め、欧州と中国本土・香港間の人民元決済額は、2013年7月から2014年7月までで約2倍に増えたことを明らかにした。中国は今年3月以降、フランクフルト、ロンドン、パリ、ルクセンブルクで人民元取引のクリアリング・センター設置について政府間で合意している。SWIFTは、こうした政府間の取組みが欧州の人民元取引の拡大に拍車をかけたと指摘した上で、今後、中国本土・香港との間に限らず、オフショア市場における人民元決済も大きく増加すると見ている。なお、7月の欧州各国と中国本土・香港間の決済における人民元の割合は、英国が40%、フランス44%、ドイツ19%、ルクセンブルク23%、スイス8%となっている。

＜通貨別取引シェアランキング＞

通貨名	上段:順位 / 下段:取引シェア							
	2014年7月	2014年6月	2014年5月	2014年4月	2014年3月	2014年2月	2014年1月	2013年1月
USD(米ドル)	1	1	1	1	1	1	1	2
	42.08%	41.86%	41.63%	42.51%	40.19%	38.90%	38.75%	33.48%
EUR(ユーロ)	2	2	2	2	2	2	2	1
	31.24%	31.25%	32.35%	30.99%	31.78%	32.97%	33.51%	40.17%
GBP(イギリスポンド)	3	3	3	3	3	3	3	3
	8.81%	8.54%	8.27%	8.55%	9.24%	9.44%	9.38%	8.55%
JPY(日本円)	4	4	4	4	4	4	4	4
	2.38%	2.50%	2.21%	2.35%	2.49%	2.51%	2.49%	2.56%
AUD(オーストラリアドル)	5	5	5	6	5	5	6	5
	1.99%	1.95%	1.81%	1.67%	1.84%	1.83%	1.75%	1.85%
CAD(カナダドル)	6	6	6	5	6	6	5	7
	1.66%	1.64%	1.71%	1.76%	1.83%	1.80%	1.80%	1.80%
CNY(人民元)	7	7	7	7	7	8	7	13
	1.57%	1.55%	1.47%	1.43%	1.62%	1.42%	1.39%	0.63%
CHF(スイスフラン)	8	8	8	8	8	7	8	6
	1.27%	1.28%	1.32%	1.41%	1.45%	1.45%	1.38%	1.83%
HKD(香港ドル)	9	9	10	9	9	9	9	9
	1.12%	1.08%	1.06%	1.10%	1.08%	1.06%	1.09%	1.02%
SGD(シンガポールドル)	10	11	11	11	11	12	12	8
	0.89%	0.90%	0.89%	0.89%	0.94%	0.92%	0.88%	1.05%

(出所)SWIFTの公表データを基に作成

人民元の動き

今週は、人民元データのみを掲載させていただきます。

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2014.08.25	6.1550	6.1497~6.1566	6.1550	0.0021	5.9175	-0.0114	0.79361	-0.0002	8.1185	-0.0574	3.3600	2333.80	-12.03
2014.08.26	6.1540	6.1513~6.1563	6.1523	-0.0027	5.9255	0.0080	0.79398	0.0004	8.1200	0.0015	3.3500	2310.58	-23.22
2014.08.27	6.1505	6.1421~6.1505	6.1432	-0.0091	5.9129	-0.0126	0.79276	-0.0012	8.0977	-0.0223	3.9000	2313.03	2.45
2014.08.28	6.1420	6.1410~6.1448	6.1446	0.0014	5.9232	0.0103	0.79269	-0.0001	8.1189	0.0212	3.7200	2298.62	-14.41
2014.08.29	6.1468	6.1430~6.1499	6.1432	-0.0014	5.9175	-0.0057	0.79272	0.0000	8.0925	-0.0264	3.6600	2320.99	22.37

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

本邦におけるご照会先 三菱東京UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。